

平成 26 年 11 月 28 日
行政改革推進会議

「秋のレビュー」の指摘への対応と基金の再点検について（案）

（「秋のレビュー」の指摘の反映等）

先般、当会議として「秋の行政事業レビューの進め方について」（平成 26 年 11 月 5 日行政改革推進会議とりまとめ）を取りまとめ、これを受けて、11 月 12～14 日の間、14 テーマ 47 事業を対象に「秋のレビュー」が実施された。議論の対象となった事業につき、有用かつ貴重な指摘がなされたところであり、参加された評価者のご尽力に敬意を表したい。取りまとめられた指摘は行政改革推進会議として了承し、以下の通り、取組を進めることとする。

- 「秋のレビュー」の指摘事項については、各府省及び財政当局において来年度予算、制度改革や事業の執行等に的確に反映するものとする。
- その際、指摘を潜脱するような形で当初予算や補正予算に予算が計上されるようなことがあってはならず、特に補正予算を措置せざるを得ない場合には、緊要性が高いことは当然のこととして、指摘を踏まえて事業内容が十分に改善していることを国民に分かりやすく説明することが必要である。
- また、「秋のレビュー」の指摘は、各府省において可能な限り他の施策や事業の見直しに活用する。例えば、「秋のレビュー」においては、
 - ・ 地方の創生・活性化に関連する事業について、「同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべき」、
 - ・ 女性活躍・子育て支援に関連する個別事業について、「舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべき」、
 - ・ 国際機関に対する拠出金につき、拠出先の国際機関に対する多面的・定量的な評価を実施し、拠出の妥当性を論理的に説明すべき、プロジェクトにイヤマークした拠出金についてプロジェクトごとの成果及び評価を公表すべき、等の趣旨の指摘がなされたところであり、こうした他府省の事業にも共通する論点や視点を有する指摘については、当該他府省の事業が「秋のレビュー」の対象となったか否かに拘らず、適切に事業の見直しに活用する。
- また、指摘事項の来年度予算、制度改革や事業の執行等への反映状況については、本会議において適時にフォローアップを行う。

（基金の点検）

余剰資金の有無等に係る基金の点検については、当会議として、本年の「秋のレビュー」において重点的に取り組むべき課題の一つと位置づけたところである。これを受けて、「秋のレビュー」に先立って、外部有識者により27の基金につき、残高、用途や使用見込み、余剰資金の有無等について重点的な点検が行われるとともに、その成果等も踏まえ、「秋のレビュー」では、複数の基金について、余剰資金の有無等を中心に検証がなされたところである。

「秋のレビュー」では、評価者から事前点検の過程で明らかになった課題や問題点を踏まえ、各府省による基金の自己点検の改善の方策などについての提言が「秋のレビュー」の取りまとめの一部として当会議に報告された。当会議としては、これを受けて、別紙の通り、余剰資金の有無の再点検を含め、基金の点検の強化を求めることとする。

基金の点検の強化について

基金については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、「基金シート」を活用して、各府省自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが極めて重要である。しかしながら、外部有識者による事前点検や「秋のレビュー」における議論など、各府省の基金を点検・検証する過程で、各府省の自己点検には様々な課題や問題点が明らかになったところである。このため、今後以下の対応を行うこととする。

1. 各府省における再点検の実施

各府省における自己点検には、以下のような課題や問題点が見受けられたところであり、各府省は以下の観点から早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行う。

- ① 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠く事例が見受けられたことから、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、より精度の高い事業見込みを算定し、これに基づき「保有割合」の再計算を行う。
- ② 執行促進を目的として、事業執行期間中に条件緩和や制度拡充を行うことがあるが、このような状況は、基金創設時の当初の目的が達成されたと考えるべきであり、原則として余剰資金を国庫返納すべきである。また、終了期限の延長についても、同様に厳格な対応を取る。
- ③ 事業の見込みや執行、資金の国庫返納を年度ごとに適切に管理することが可能な基金事業は基金方式によって事業を実施する必要性は乏しく、特に下記以外の事業については基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。
 - ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
 - ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの
- ④ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

【上記「1.」への対応について】

実施時期：早急に取り組み、平成27年度予算に最大限反映。なお、以後も②～④の観点で不断に見直し。

2. 「基金シート」の記載内容の充実

昨年の「秋のレビュー」の指摘を受け、基金シートの記載内容の充実に向けた取組が進められているが、各府省における対応は十分とは言い難い。各府省は、「保有割合」の積算方法・根拠を具体的かつ詳細に記載することや、「点検・検査等の実施状況」の欄において、基金や基金設置法人に対する指導・監督の状況を具体的に記載することなどを徹底すべきである。

【上記「2.」への対応について】

実施時期：上記1.の平成27年度予算への反映の状況と併せ、早急に記載内容を修正。

3. 点検の実効性確保のための行政改革推進会議の取組等

行政改革推進会議及び同事務局において、基金に関する点検の実効性を向上させるため、以下の取組を行うこととする。

- ① 現在の基金シートの様式では、「保有割合」の算出において重要な役割を果たす過年度の交付決定と各年度の執行額との関係が不明であることから、次年度に向けて基金シートの様式を修正することとする。
- ② 基金シートの記載内容の充実を図る観点から、各府省は徹底した自己点検を行った上で中間公表を7月末に行い、行政改革推進本部事務局による点検を経た上で、最終公表を行うこととする。
- ③ 現在、各府省は、官民ファンド等の出資の状況についても基金シートの様式を用いて公表を行っているが、「支出」等の概念になじまず、基金基準に基づき点検を行うのが困難であることから、別途の様式により情報公開を進めることとする。

【上記「3.」への対応について】

実施時期：平成27年3月末までに改正内容を検討する。

4. 地方公共団体に造成された基金

地方公共団体に造成された基金については、本年からその概況が公表され透明性向上に向けた取組が始められたところであるが、外部の視点から余剰資金の有無を点検するには情報が不十分であることから、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、情報公開に向けた取組を更に強化していくべきである。

また、各府省においては、今般公表された概況等を基に地方公共団体の基

金の余剰資金の有無につき更なる精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に対し、国庫納付を促すべきである。

【上記「4.」への対応について】

実施時期：可能なものは平成26年度において実施し、平成27年度以降も取組を進める。